

民間団体等の「市制60周年記念」冠・ロゴマークの 使用に関する運用基準

(使用申請について)

- 1 民間団体等の「市制60周年記念」冠・ロゴマークの使用は、申請に基づくものとする。
 - (1) 申請先は、各事業主体の所管課及び企画調整局総務課とする。
 - (2) 申請者は、別紙に定める様式により使用申請を行う。

但し、市の後援等を受けていることなどにより、所管課などが冠・ロゴマークの使用を許可する場合は、申請書の提出を省略することができる。

その場合は、使用を許可した所管課が申請書に必要事項を記入し、企画調整局総務課へ提出する。

(許可基準について)

- 2 次に掲げる事業は、使用を認めないものとする。
 - (1) 特定の政党もしくは、宗教又は公の選挙の候補者支持に関係ある事業
 - (2) 営利又は宣伝を目的とした事業

ただし、報道機関等が行う事業のうち公共性のあるものについては、この限りではない。
 - (3) 申請者（申請者が団体である場合は、その代表者及び役員を含む）が、暴力団又は暴力団員、並びにこれらと密接な関係を有するなどの反社会的勢力等に該当するものが行う事業
 - (4) 反社会的勢力等を利することとなる、又は反社会的勢力が運営に関与し、資金を提供し、便宜等を供用することが認められる事業
 - (5) 前4号の事業のほか、使用することが不相当と認められる事業

(使用許可について)

- 3 上に掲げる事項を参考に、所管課は使用の可否を判断する。

所管が定まっていない事業、団体の申請については、企画調整局総務課が使用の可否を判断する。

附則

この基準は、令和4年12月21日から運用する。